

議案第 2 1 号

令和 3 年度鳥取県営病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度鳥取県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	8 2 2 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数	2 3 5, 0 3 1 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数	2 8 0, 9 8 6 人
(4) 一 日 平 均 入 院 患 者 数	6 4 4 人
(5) 一 日 平 均 外 来 患 者 数	1, 1 6 1 人
(6) 主要な建設改良事業	
医療機器備品	8 4 9, 8 5 9 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 病院事業収益	2 6, 9 5 5, 6 5 1 千円
第 1 項 医 業 収 益	2 2, 5 9 1, 8 5 4 千円
第 2 項 医 業 外 収 益	4, 2 4 4, 6 1 9 千円
第 3 項 特 別 利 益	1 1 9, 1 7 8 千円

支 出

第1款 病院事業費用	27,997,325千円
第1項 医業費用	27,310,783千円
第2項 医業外費用	649,266千円
第3項 特別損失	37,276千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,673,384千円は、過年度分損益勘定留保資金1,673,384千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,033,105千円
第1項 企業債	864,900千円
第2項 負担金	973,933千円
第3項 補助金	4,272千円
第4項 一般会計精算金受入	190,000千円

支 出

第1款 資本的支出	3,706,489千円
第1項 建設改良費	916,294千円
第2項 企業債償還金	2,790,195千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中央病院医療情報システム（R	令和4年度から	115,464千円

IS/PACS) 保守業務委託	令和9年度まで	
中央病院医療情報システム(心電図システム) 保守業務委託	令和4年度から 令和9年度まで	19,212千円
中央病院医療情報システム(内視鏡・超音波システム) 保守業務委託	令和4年度から 令和9年度まで	30,089千円
中央病院医療情報システム(電子X線システム) 保守業務委託	令和4年度から 令和7年度まで	1,892千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業費に充当	千円 864,900	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経

費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 13,693,443千円
- (2) 交際費 800千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

- (1) 院内保育所の運営に要する経費 21,324千円
- (2) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費 39,239千円
- (3) 職員の共済費のうち追加費用に要する経費 176,103千円
- (4) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 283,057千円
- (5) 職員の児童手当に要する経費 95,874千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、7,163,408千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療機器備品	厚生病院血管造影X線診断装置	一式

令和3年2月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治